

# ダイオキシン類対策特別措置法特定施設の設置者様へ

～長野県からのお知らせ～

令和2年3月

令和2年4月1日から、廃棄物関係施設等のダイオキシン類対策特別措置法等に基づく届出等の業務を4か所に集約します

県では、令和2年4月1日から、廃棄物関係業務に係る専門性の向上を図るため、地域振興局で行っているダイオキシン類対策特別措置法に係る届出（特定施設設置（変更）届出、氏名等変更届出、ダイオキシン類測定結果報告書など）の受付や監視指導の業務のうち廃棄物関係等の特定施設（表1）のものを表2のとおり4つの地域振興局に集約します。

なお、表1に示す特定施設以外の特定施設に関する届出、その他の環境業務につきましては、引き続き県内10か所の地域振興局で行います。

【表1 集約する特定施設】

区分	政令 号番号	特定施設
大気	5	廃棄物焼却炉
水質	15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
	16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
	17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
	19 (一部)	第15号から第17号までに掲げる水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

【表2 集約の内容】

令和2年4月1日以降の担当課	令和2年3月31日までの担当課
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久地域振興局環境課
	上田地域振興局環境課
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	上伊那地域振興局環境課
	南信州地域振興局環境課
	木曾地域振興局環境課
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	諏訪地域振興局環境課
	松本地域振興局環境課
	北アルプス地域振興局環境課
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野地域振興局環境課
	北信地域振興局環境課

**【令和2年4月1日以降の廃棄物関係施設の窓口】**

名 称	所 在 地 直 通 電 話	管 轄 区 域
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久市跡部 65-1 ☎0267(63)3166	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、 北佐久郡、小県郡
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	伊那市荒井 3497 ☎0265(76)6817	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、 下伊那郡、木曾郡
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	松本市大字島立 1020 ☎0263(40)1956	松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、 塩尻市、安曇野市、諏訪郡、東筑摩郡、 北安曇郡
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野市大字南長野 南県町 686-1 ☎026(234)9590	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡 下水内郡

☆長野市内については、長野市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。

※令和2年3月31日までに書類を提出される場合には、現在の担当課に提出してください。

ダイオキシン類対策特別措置法の県庁内お問い合わせ先

○廃棄物焼却炉に関すること

資源循環推進課 ☎026-235-7203 E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

○その他のこと

水大気環境課 ☎026-235-7177 E-mail mizutaiki@pref.nagano.lg.jp